

令和6年度 練馬区カーボンニュートラル化 設備設置等補助制度のご案内

国や東京都の補助金と
併用が可能

つくって
ためて
かしこく使っていこうね



練馬区環境課

練馬区は2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロ、脱炭素社会実現を目指しています。

4月発行

1 補助制度の概要

練馬区カーボンニュートラル化設備設置等補助制度について

この補助制度は、区内の既存住宅等に省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備を設置・改修（以下「設置等」という。）した費用の一部を補助するものです。国、東京都およびその他の団体等の補助金と併用することができます。補助制度の概要は以下のとおりです。

補助の概要

申請者の区分

つぎの3つの区分があり、それぞれ記載の条件に当てはまる場合に申請できます。

- 区民・・・自らが居住する区内の住宅に補助対象設備を設置等した場合
- 事業者・・・自らが事業を営む区内の事業所に補助対象設備を設置等した場合
- 管理組合・・・自らが管理している区内のマンション等の共用部分に補助対象設備を設置等した場合

補助対象設備

つぎの7種類です。ただし、既存設備の更新・増設は補助対象となりません。

太陽光発電設備／蓄電システム／エネファーム（家庭用燃料電池システム）／エコキュート（自然冷媒ヒートポンプ給湯器）／V2H（ビークル・トゥ・ホームシステム）／LED化改修／改修窓（窓の断熱改修）

申請者の区分により補助対象設備が異なります。詳しくは、2ページの「補助対象設備の種類と補助上限額等」をご確認ください。

申請基準日

下の囲みに示す補助対象設備の種類ごとの申請基準日が、令和6年2月1日から令和7年1月31日までの期間内にあること。

太陽光発電設備・・・発電設備の買取起算日
※ 専用Webサイト「購入実績お知らせサービス」に記載の「買取起算日」
LED化改修、改修窓・・・設置等完了届に記入した「設置等完了日」【第4号様式】
その他の設備・・・保証書に記載された製品の保証期間の起点となる日
（製品、メーカーによって保証書での表記が異なります。）

申請受付期間

令和6年4月15日から令和7年3月17日まで（郵送の場合は必着）
ただし、**予定の予算額に達した場合は、令和7年3月17日を待たず、予算額に達した日をもって受付を終了**
します。
予算額に達した日に受け付けた申請の審査の順番は、抽選により決定します。

補助対象経費

補助対象設備の購入費とその設置等にかかる工事費（消費税を除く）が補助対象経費です。搬入費、撤去費、処分費、一般管理費、手数料などの諸経費は含まれません。

【他の補助金と併用する場合】
補助対象設備の購入費とその設置等にかかる工事費から、併用する補助金の交付（予定含む）額を差し引いた額が補助対象経費です。

補助対象設備の種類と補助上限額等

補助対象設備の種類	申請者の区分と補助上限額		補助金額の計算方法 (千円未満の端数は切捨て) ※算出例はP15参照
	区民 事業者	管理組合	
太陽光発電設備	20万円	20万円	つぎのいずれか低い金額 ・設置したkW数×5万円 ・補助対象経費 ・補助上限額
蓄電システム※	6万円	20万円	つぎのいずれか低い金額 ・補助対象経費の1/2相当額 ・補助上限額
エネファーム	5万円		
エコキュート	2.5万円		
V2H	10万円	20万円	
LED化改修		20万円	
改修窓（窓の断熱改修）	12万円	20万円	1 補助対象経費6万円以下の場合 ・補助対象経費の2/3相当額 2 補助対象経費が6万円超の場合 つぎのいずれか低い金額 ・補助対象経費から6万円を差し引いた額の1/3相当額+4万円(6万×2/3) ・補助上限額

※ 蓄電システムを設置される場合、東京都の補助制度をまずご検討ください。さらに太陽光発電設備またはエネファームのいずれかと同時設置かつ同時申請の場合は区の補助も利用できます。

申請方法

補助対象設備の**設置等後**、申請書類（8～11ページを参照）全てを整えて申請先に持参または郵送してください。

※ 申請内容を確認するため、担当者から連絡をすることがあります。必ずお手元に申請書類の控え（写し）の保管をお願いします。

※ 審査は受付順に行っています。ご持参いただきましても、窓口での審査は行っていません。ご了承ください。

【申請先】

〒176-8501 練馬区豊玉北六丁目12番1号 練馬区役所本庁舎18階
練馬区 環境部 環境課 地球温暖化対策係 補助金担当

持参受付時間 平日（月～金曜）の8時30分から17時15分まで（祝休日、年末年始を除く）
なお、郵送の場合、投函から到着までお時間がかかりますので、ご注意ください。

2 申請の手続の流れ

申請者（代行者）

設備の設置・改修の検討

- ・改修窓やLED化改修の申請は、改修前の写真が必要です。事前に11ページをご確認の上、ご用意ください。
- ・太陽光発電設備は、太陽電池モジュールの枚数が全て確認できる写真が必要です。施工時に撮影してください。
- ・設備の設置等により立地上または構造上の危険が生じないこと、近隣の迷惑にならないことを確認してください。

設置・改修工事の完了

申請の準備

- ・申請必要書類チェックリストを参照し申請書類、写真、その他必要書類を準備します。（販売店、施工者が記入する必要がある書類もあります。）
- ・申請書類は区HPまたは環境課で入手できます。

申請（書類提出）

窓口持参または郵送で提出してください。

担当者から連絡があった場合

速やかに、不備等を解消後、申請書類を再度ご提出ください。

決定通知の受領

補助金の受領

練馬区

質問等必要な場合

事前相談・お問い合わせ

お問合せ先（15ページに記載）

詳しい案内は区HP（15ページ参照）でご覧になれます。こちらもご活用ください。

受付

申請書の記載内容、必要書類確認

記載漏れや必要書類が不足している場合

全て揃っている場合

審査

1か月程度※

補助金交付・不交付決定通知の発送

1か月程度※

補助金の交付

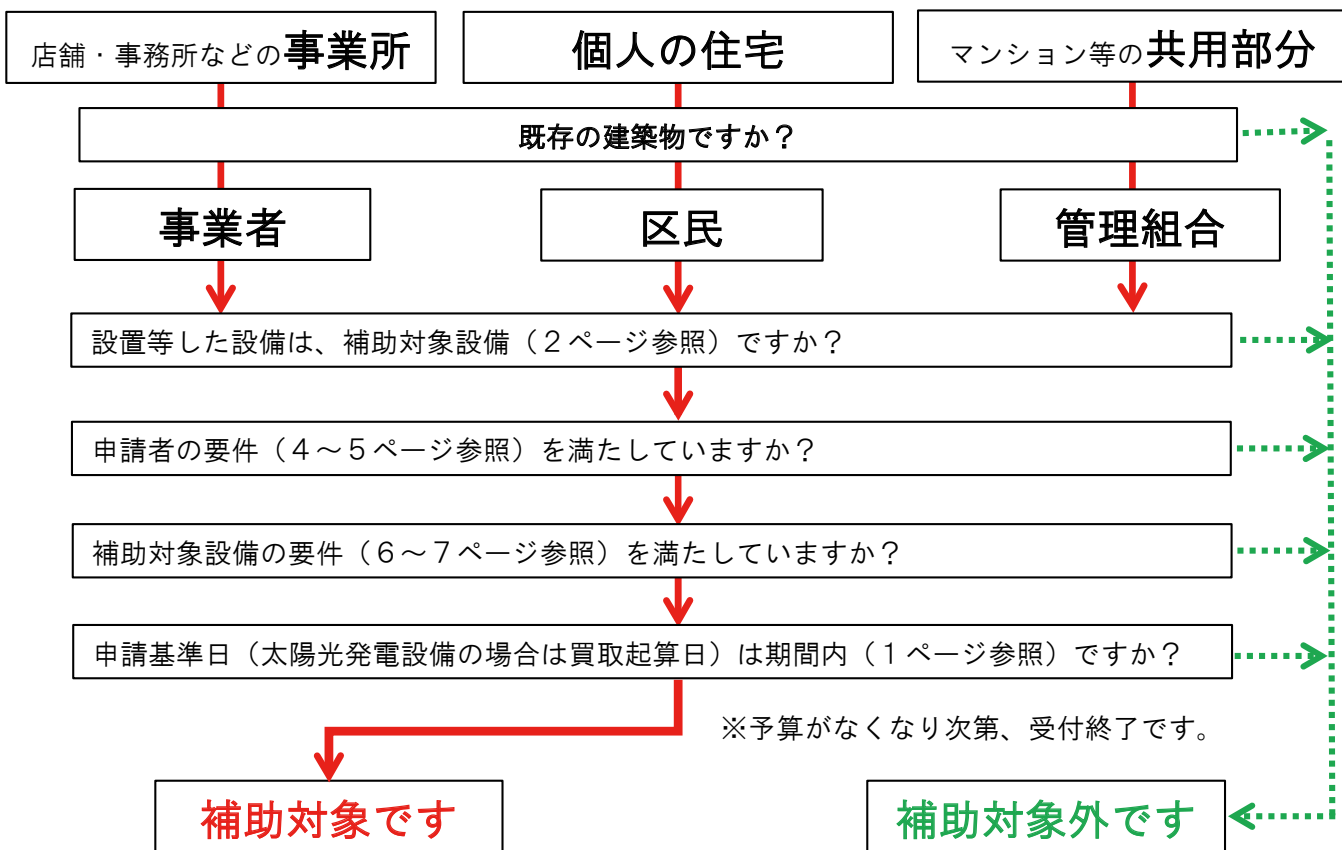
申請書記載の口座に交付確定額を振込

※申請状況に応じ、遅れることがあります。

【私は補助対象者になりますか？】

設備を設置等したのはどこですか？

→ はい → いいえ



3 補助要件の詳細

申請者の要件

区民（自らが居住する区内の住宅に補助対象設備を設置等した場合）

1 申請者

以下の(1)～(5)を全て満たしていること。

- (1) 区内に居住し、練馬区に住民登録があること。
- (2) 区税(住民税・軽自動車税)を滞納していないこと。
- (3) 補助対象経費を申請者自らが支払っていること。
- (4) 申請する補助対象設備と同一種類の設備で、過去に区の補助金の交付決定を受けたことがないこと。
- (5) 暴力団員および暴力団関係者に該当する者でないこと。

2 補助対象設備を設置等した建築物

以下の(1)～(4)を全て満たしていること。

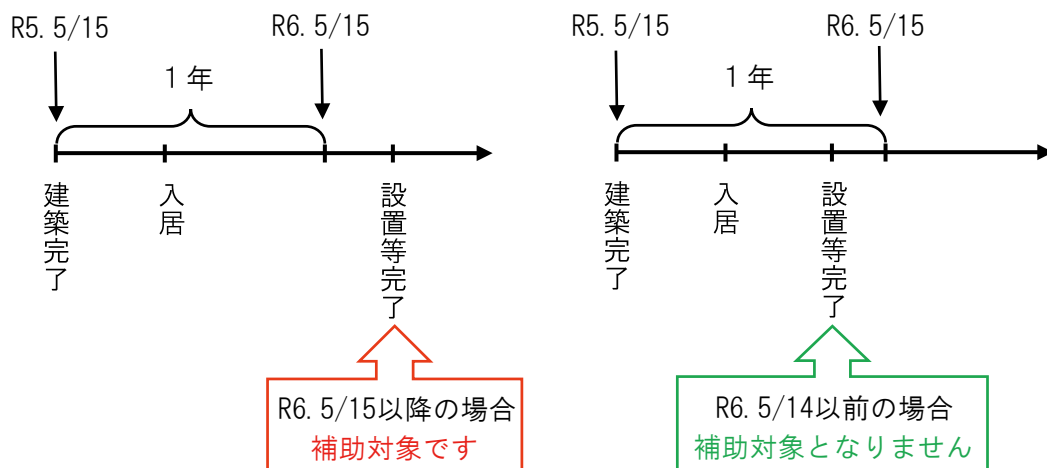
- (1) 所在地が練馬区内であり、申請時において申請者自らが現に居住していること。
- (2) 建築完了日から1年以上経過した既存の建築物であること。
※ 5ページの図「建築完了日と設置等完了日について」を参照
- (3) 申請者の単独所有でない場合は、所有者全員の同意を得ていること。
- (4) 過去に区の補助金の交付決定を受けた同一種類の補助対象設備がないこと。

3 その他

居住の用に供する部分に使用するよう、補助対象設備の設置等を行っていること。

【建築完了日と設置等完了日について】

■ 建築完了日が令和5年5月15日の場合



事業者（自らが事業を営む区内の事業所に補助対象設備を設置等した場合）

- 1 申請者
以下の(1)～(5)を全て満たしていること。
 - (1) 法人の場合は、本店または支店が区内に登録されており、従業員数20名以下であること。
個人事業主の場合は、事業主が練馬区民(区内に居住し、練馬区に住民登録がある)であること。
 - (2) 法人にあっては法人住民税を、個人事業主にあっては区税(住民税・軽自動車税)を滞納していないこと。
 - (3) 補助対象経費を申請者自らが支払っていること。
 - (4) 申請する補助対象設備と同一種類の設備で、過去に区の補助金の交付決定を受けたことがないこと。
 - (5) 法人の代表者、役員もしくは使用人その他従業者もしくは構成員または個人事業主が暴力団員および暴力団関係者に該当する者でないこと。
- 2 補助対象設備を設置等した建築物
以下の(1)～(4)を全て満たしていること。
 - (1) 所在地が練馬区内であり、申請時において申請者自らが現に事業を営んでいること。
 - (2) 建築完了日から1年以上経過した既存の建築物であること。
※ 上図「建築完了日と設置等完了日について」を参照
 - (3) 申請者の単独所有でない場合は、所有者全員の同意を得ていること。
 - (4) 過去に区の補助金の交付決定を受けた同一種類の補助対象設備がないこと。
- 3 その他
事業の用に供する部分に使用するよう、補助対象設備の設置等を行っていること。

管理組合（自らが管理する区内のマンション等の共用部分に補助対象設備を設置等した場合）

- 1 申請者
以下の(1)～(4)を全て満たしていること。
 - (1) 区分所有建築物(マンション等)の管理組合であること。
 - (2) 補助対象経費を申請者自らが支払っていること。
 - (3) 申請する補助対象設備と同一種類の設備で、過去に区の補助金の交付決定を受けたことがないこと。
 - (4) 管理組合の代表者、役員または構成員が暴力団員および暴力団関係者に該当する者でないこと。
- 2 補助対象設備を設置等した建築物
以下の(1)～(3)を全て満たしていること。
 - (1) 所在地が練馬区内であること。
 - (2) 建築完了日から1年以上経過した既存の建築物(マンション等)であること。
※ 上図「建築完了日と設置等完了日について」を参照
 - (3) 過去に区の補助金の交付決定を受けた同一種類の補助対象設備がないこと。
- 3 その他
以下の(1)～(2)を全て満たしていること。
 - (1) 共用部分のみに使用するよう、補助対象設備の設置等を行っていること。
 - (2) 管理組合として補助対象設備の設置等について総会等で承認の議決を得ていること。

補助対象設備ごとの要件

7種類の設備についての要件を掲げています。

以下に掲げる設備は補助対象となりません。

- 1 既存設備の更新・増設
- 2 既に区の補助金の交付決定を受けた設備と同一種類の設備
- 3 リース品または中古品

補助対象設備の種類	補助対象設備の種類ごとの要件
<p>太陽光発電設備</p> <p>※ 太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電し、電力として供給するシステム</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 太陽電池の公称最大出力の合計が1kW以上であること。 2 太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所(JET)によるモジュール認定を受けたものまたは国際電気標準会議(IEC) IEC61215—PV—FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。 3 蓄電システム、エコキュート、V2Hのいずれか一つ以上の設備と連携していること。 4 余剰電力を供給する電力供給契約を電力会社と締結していること。
<p>蓄電システム</p> <p>※ 蓄電池、インバーター、コンバーター、パワーコンディショナー等の装置によって一体的に構成されたシステム</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 SII（一般社団法人環境共創イニシアチブ）に補助対象機器として登録されているものであること。 2 同時に新規設置した太陽光発電設備またはエネファームのいずれかと連携していること。
<p>エネファーム</p> <p>※ 都市ガス等の燃料と空気中の酸素との反応により発電し、発電時の排熱を給湯等に利用するシステム</p>	<p>国が実施する民生用燃料電池導入支援補助金における補助対象システムとして一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が指定したものであること。</p>
<p>エコキュート</p> <p>※ ヒートポンプ技術により空気中の熱を回収して給湯に使用する高効率給湯器のうち、冷媒として二酸化炭素を使用するもの</p>	<p>つぎのいずれかの要件を満たしていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日本産業規格JIS C 9220評価に基づく性能表示がある機種において、ふる保温機能のある機種は、年間給湯保温効率(JIS)が2.7以上ふる保温機能のない機種は、年間給湯効率(JIS)が3.1以上であること。ただし、容量が240リットル未満の小容量タイプ（一体型を含む。）、多缶式タイプ（薄型2缶等）および多機能タイプの機器については、年間給湯保温効率(JIS)または年間給湯効率(JIS)が2.4以上であること。 2 一般社団法人日本冷凍空調工業会のJRA4050規格に基づく年間給湯効率が3.1以上であること。ただし、特殊仕様（寒冷地・塩害地向け機種、薄型2缶タイプ、角型1缶タイプ、容量が200リットル以下の小容量タイプ、一体型タイプおよび多機能タイプ）については、年間給湯効率が2.7以上であること。
<p>V2H</p> <p>※ 電気自動車等からの電力を、分電盤を通じて建築物の電力として使用するために必要な機能をもつシステム</p>	<p>国が実施する次世代自動車充電インフラ整備促進事業の補助対象機器のうち、電気自動車等からの電力を建築物の分電盤を通じて使用するために必要な機能を有するものであること。</p>

補助対象設備の種類	補助対象設備の種類ごとの要件
<p>LED化改修</p> <p>※ 既存の蛍光灯、白熱電球、水銀灯、ハロゲンランプを用いた照明（以下「蛍光灯等」という。）を改修し、LED照明にしたもの</p>	<p>1 つぎのいずれかの改修工事をしていること。</p> <p>(1) 既設の蛍光灯等照明器具全体をLED照明器具に交換すること。</p> <p>(2) 既設の蛍光灯等照明の部品の一部を改修することで、LED照明の専用器具とすること（LED化改修に関する安全性確認書により、安全性を確認できる場合に限る。）。</p> <p>2 LED化改修後の消費電力量が、交換前または改修前に比べ、機器ごとに減少していること。</p>
<p>改修窓（窓の断熱改修）</p> <p>※ 外気に接する既存単板ガラス窓について、内窓設置・外窓交換・ガラス交換のいずれかの工事により断熱性能を強化した窓</p> <p>※ 勝手口やテラスドアの断熱改修は補助対象外となります。</p>	<p>1 外気に接する既存単板ガラス窓について、つぎのいずれかの設置工事を実施していること。</p> <p>(1)内窓設置（既存窓の内側に新たに窓を設置）</p> <p>(2)外窓交換（既存窓を取り除き、新たに窓を設置）</p> <p>(3)ガラス交換（既存窓に入ったガラスを交換）</p> <p>この場合において、設置等の工事を少なくとも1の居室（下図参照。建築物等が集合住宅の場合にあっては各住戸の1の居室とし、事業所にあっては1の事務室とする。以下同じ。）に設置されている全ての窓（換気小窓、300ミリメートル×200ミリメートル以下のガラスを用いた窓および換気を目的としたジャロジー窓等を除く。以下同じ。）について実施していること。</p> <p>2 設置等に用いる窓およびガラスは、SII（一般社団法人環境共創イニシアチブ）または公益財団法人北海道環境財団に補助対象となる製品として登録されているものであること。</p>

改修窓にある**1の居室**とは？

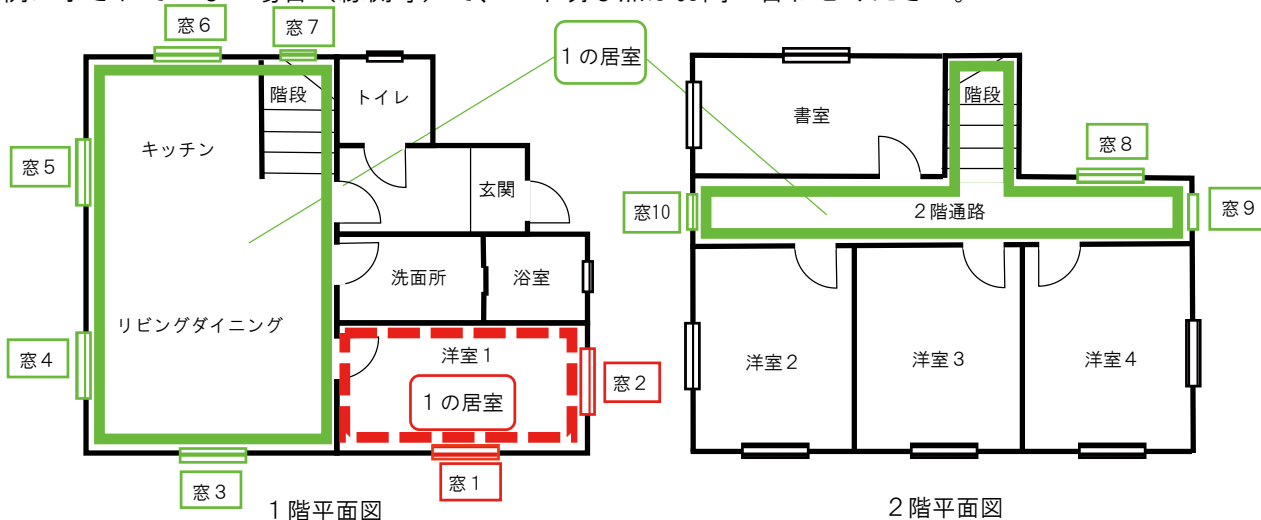
「1の居室」とは、部屋等が間仕切りやドア等で区切られている空間（室）です。

■ 例1：洋室1における全ての窓（**窓1**・**窓2**）を改修する場合、洋室1（赤色の破線で囲んだ範囲）は「1の居室」を満たします。

■ 例2：下図のように、リビングダイニングと階段および2階通路を仕切る固定されたドア等がなく、空間がつながっている間取りでは、その全体（緑色の直線で囲んだ範囲）となります。補助金の交付を受けるためには、リビングダイニングにおける**窓3**・**窓4**・**窓5**・**窓6**・**窓7**および2階の**窓8**・**窓9**・**窓10**を含めた改修が必要です。

※ 1の居室以上（リビングダイニング、寝室、ダイニングキッチン、個室など）の全ての窓を改修してください。1居室の全ての窓改修と同時に非居室（浴室、トイレ、キッチン、洗面所、納戸、廊下など）の改修を行う場合、改修費用に入れて構いません。

※ 例に示されていない場合（縁側等）で、ご不明な点はお問い合わせください。



4 申請に必要な書類

共通書類（必ず提出いただく書類）

- 1 補助金交付申請書兼請求書（個人用）【第1号様式】
または補助金交付申請書兼請求書（法人・団体用）【第2号様式】
※ 申請書をパソコン等で作成し印字した場合や代筆の場合は押印が必要です。
※ 法人の場合は代表者印の押印、管理組合の場合は理事長印の押印が必要です。
- 2 補助金交付申請設備内訳書【第3号様式】
- 3 領収書（写し）
※ 宛名が申請者氏名と同一でフルネームが記載されていること
※ 領収書（写し）貼付け台紙に添付してご提出ください。【第8号様式】
※ 領収書が発行されない場合は、以下の「領収書が発行されない場合の支払別提出書類」をご確認いただき、必要書類を領収書に代えて提出してください。
- 4 領収書内訳書またはこれに代わるもの（請求書または見積書に記載されている内訳書の写し）
※ 領収書に補助対象設備の金額明細（設備機器代金および設置工事金額）が明記されていない場合は提出してください。
※ 機器・設備によって補助対象と対象外に分かれる場合は、必ず添付してください。
- 5 暴力団関係者でないことの誓約書【第9号様式】
※ 法人の場合は代表者印の押印、管理組合の場合は理事長印の押印が必要です。
- 6 補助対象設備の形式・性能を示すもの（メーカーが発行する製品カタログ、製品仕様書、性能証明書等）
- 7 補助対象設備等の写真
※ 全てフルカラーで鮮明な画像であることが必要です。型番等が不鮮明なものは不可です。
 - (1) 補助対象設備を設置等した建築物全体の外観の写真
※ 1か所からの撮影では全体が写らない場合は、複数枚で全体が確認できること
 - (2) 補助対象設備の設置等状況が確認できる全景写真
※ 詳細は、補助対象設備の種類ごとに提出いただく書類（10～11ページを参照）をご覧ください。
 - (3) 補助対象設備の型式（型番・規格等）・製造番号の部分が確認できる写真
※ 詳細は、補助対象設備の種類ごとに提出いただく書類（10～11ページを参照）をご覧ください。

【領収書が発行されない場合の支払別提出書類】… 領収書（写し）貼付け台紙【第8号様式】に添付すること。

- 1 銀行窓口振込の場合
振込依頼書の写し
※ 申請者氏名が確認できるもの
- 2 ネットバンキングの場合
 - (1) 引き落としの口座名義が確認できる部分の写し
※ 申請者氏名が確認できるもの
 - (2) ネットバンキングの取引画面の写し（入金したことが確認できる部分）
- 3 クレジット一括払いの場合
※ カード明細の代金と請求書または見積書の写しの代金が一致していること
 - (1) クレジットカード利用明細書（確定後のもの）の写し
 - (2) 通帳の表紙の写し
※ 申請者氏名が確認できるもの
 - (3) 引き落とし箇所の写し
- 4 分割払いの場合
 - (1) 分割で支払っていることが確認できるもの（返済予定表）
※ 請求書または見積書の写しの代金と返済予定表の代金が一致していること
 - (2) 通帳の表紙の写し
※ 申請者氏名が確認できるもの
 - (3) 引き落とし箇所の写し
※ 返済予定表の代金と引き落とし額が一致していること

個人の住宅に補助対象設備を設置等した場合

- つぎに当てはまる場合は、それぞれに記載した書類の提出が必要です。
- 1 補助対象設備を設置等した建築物が申請者の単独所有でない場合（共有または他人が所有）
 - (1) 承諾書【第10号様式】
 - ※ 申請者を除く、補助対象設備を設置等した建築物の所有者全員の承諾が必要です。
 - (2) 集合住宅（マンション等）の共用部分に設備を設置した場合
管理組合発行の工事承認書(写し)または設置等が認められていることが確認できる管理規約等(写し)
- 2 販売者、施工会社等が申請手続を代行する場合
申請手続の代行に関する委任状【第11号様式】
- 3 設置等完了日が、補助対象設備を設置等した建築物に転入または転居した日から1年を経過していない場合
建築物の築年月が確認できる書類（重要事項説明書などの写し）

事業所（店舗・事務所など）に補助対象設備を設置等した場合

- 建築物の築年月が確認できる書類（重要事項説明書などの写し）
- つぎに当てはまる場合は、それぞれに記載した書類の提出が必要です。
- 1 個人事業主の場合
補助対象設備を設置等した事業所で事業を営んでいることが確認できる書類
例：青色申告決算書内訳、営業許可証など事業所の住所が確認できるもの（写し）
- 2 法人事業者の場合
 - (1) 法人の登記事項証明書（写し不可）
 - ※ 申請日前3か月以内に発行されたもの
 - (2) 法人住民税納税証明書（写し不可）または法人住民税（均等割）の免除を受けたことが確認できるもの
※ 法人住民税納税証明書は、前年度のもの（納期限が到来していない場合は前々年度でも可）
- 3 補助対象設備を設置等した建築物が申請者の単独所有でない場合（共有または他人が所有）
 - (1) 承諾書【第10号様式】
 - ※ 申請者を除く、補助対象設備を設置等した建築物を所有する全員の承諾が必要です。
 - (2) 集合住宅（マンション等）の共用部分に補助対象設備を設置等した場合
管理組合発行の工事承認書(写し)または設置等が認められていることが確認できる管理規約等(写し)
- 4 販売者、施工会社等が申請手続を代行する場合
申請手続の代行に関する委任状【第11号様式】

マンション等の共用部分に補助対象設備を設置等した場合

- つぎの書類が必要です。
- 1 建築物の築年月が確認できる書類（重要事項説明書などの写し）
- 2 管理規約（管理規約の表紙とマンション名、住所、共用部の範囲の記載がある部分）の写し
- 3 補助対象設備の設置等について決議した総会の議事録もしくは決議書の写しまたはこれに代わるもの
- つぎに当てはまる場合は、それぞれに記載した書類の提出が必要です。
- 1 設置等の決議を行った時から申請までの間に理事長の交代があった場合
現在の理事長が選出されたことを示す書類（総会の議事録などの写し）
- 2 管理組合が法人格を有している場合
法人の登記事項証明書（写し不可）
 - ※ 申請日前3か月以内に発行されたもの
- 3 販売者、施工会社等が申請手続を代行する場合
申請手続の代行に関する委任状【第11号様式】

太陽光発電設備

- 1 設置等完了届【第4号様式】
- 2 出力対比表
太陽電池モジュールの製造番号と測定出力を記載したうえで、申請者名、作成者（発行者）名、公称最大出力数および作成日を記載したもの
- 3 経済産業省発行の再生可能エネルギー発電事業計画の認定について（通知）の写し
- 4 太陽電池モジュールの配置図
※ 太陽電池モジュールの枚数および配置状況を記載したもの
- 5 発電設備の「買取起算日」が確認できる書類
専用 Web サイト「購入実績お知らせサービス」に記載の「買取起算日」が確認できる画面を印刷したもの
※ 発電者情報および申請者名・住所が記載されていること
※「購入実績お知らせサービス」は発行までに日数がかかる場合があるためご注意ください。
- 6 単線結線図（施工業者等から入手してください。）
太陽光発電設備を設置した建築物全体について、太陽光発電設備と他の設備（蓄電システム、エコキュート、V2H）との接続状況が確認できるもの（作成例は区HPをご確認ください。）
- 7 他の設備（蓄電システム、エコキュート、V2H）を設置していることが確認できるもの
他の設備の保証書（写し）と当該設備の外観写真
- 8 補助対象設備等の写真（8ページの共通書類7(2)の詳細）
太陽電池モジュールの枚数が全て確認できる写真

蓄電システム

- 1 補助対象設備等の写真（8ページの共通書類7(2)および(3)の詳細）
(1) 補助対象設備（蓄電ユニット）の設置状況が確認できる全景写真
(2) 蓄電ユニットの型番・製造番号が確認できる写真
- 2 メーカーが発行する保証書（写し）
氏名、住所、製品名、型番、製造番号、購入日（設置日、保証開始日）が記載されているもの
- 3 単線結線図（施工業者等から入手してください。）
設置した建築物における蓄電システムと他の設備（太陽光発電設備、エネファーム）との接続状況が確認できるもの（作成例は区HPをご確認ください。）

エネファーム

- 1 補助対象設備等の写真（8ページの共通書類7(2)および(3)の詳細）
(1) 補助対象設備（燃料電池ユニット）の設置状況が確認できる全景写真
(2) 燃料電池ユニット部の型式・製造番号の部分が確認できる写真
- 2 メーカーが発行する保証書（写し）
氏名、製品名、製造番号および設備引き渡し日が記載されているもの

エコキュート

- 1 補助対象設備等の写真（8ページの共通書類7(2)および(3)の詳細）
(1) 補助対象設備（貯湯ユニット、ヒートポンプユニット）の設置状況が確認できる全景写真
(2) 貯湯ユニット部の型式・製造番号の部分が確認できる写真
- 2 メーカーが発行する保証書（写し）
氏名、住所、製品名、型番、製造番号、購入日（設置日、保証開始日）が記載されているもの

V2H

- 1 補助対象設備等の写真（8ページの共通書類7(2)および(3)の詳細）
(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる全景写真
(2) 補助対象設備の型式・製造番号の部分が確認できる写真
- 2 メーカーが発行する保証書（写し）
氏名、住所、製品名、型番、製造番号、購入日（設置日、保証開始日）が記載されているもの

LED化改修

- 1 設置等完了届【第4号様式】
- 2 LED化改修機材内訳表【第5号様式】
改修を行ったLEDについて、LED番号、型番、消費電力、本数ほか必要事項を記入したもの
※ LED番号は平面図、写真、カタログに記載する番号と整合性をとって記入すること
- 3 LED化改修に関する安全性確認書【第6号様式】
- 4 LED照明に改修を行った箇所を記した建築物の平面図（作成例は区HPをご参照ください。）
- 5 写真（8ページの共通書類7(2)および(3)の詳細）
 - (1) 改修前の設置状況が確認できる写真
※ 全本数が確認できること
 - (2) 改修前の器具が蛍光灯、白熱電球、水銀灯、ハロゲンランプであることが確認できる写真
※ 器具本体の全体が写っているもの（カバー等は外して撮影すること）
 - (3) 改修前のランプの消費電力量が確認できる部分の拡大写真（カバー等は外して撮影すること）
 - (4) 改修後の設置状況が確認できる写真
※ 全本数が確認できること
 - (5) 改修後の器具とランプの規格、製品番号等が確認できる写真（カバー等は外して撮影すること）
※ 器具本体の全体が写っているもの
※ 規格、製品番号等が確認できる部分の拡大写真

改修窓（窓の断熱改修） ※既設の単板ガラス窓からの改修であること

- 1 設置等完了届【第4号様式】
- 2 窓改修資材内訳表【第7号様式】
改修を行った窓について、窓（ガラス）番号、型番、サイズほか必要事項を記入したもの
※ 窓（ガラス）番号は平面図、写真、カタログに記載する番号との整合性をとって記入すること
- 3 建築物の平面図
※ 改修を行った窓の箇所を記した建築物の平面図
- 4 写真（8ページの共通書類7(2)および(3)の詳細）
※ 両窓を閉じた状態で左右のガラスが写っていること
 - (1) 改修前の窓全体が確認できる写真
※ カーテンやモノ等がなく窓全体がはっきり写っていること
※ 内窓設置の場合は、室内から撮影した全景写真（窓枠も入れる）
 - (2) 改修後の窓全体が確認できる写真
※ カーテンやモノ等がなく窓全体がはっきり写っていること
 - (3) 改修後の窓・ガラスの規格、製品番号等が確認できる写真
例：納品時にガラスに貼付、添付された仕様書、ガラスの打刻部分、窓枠に貼付のメーカーシールなど

5 補助対象設備の導入メリット

太陽光発電設備

メリット
1

毎月の光熱費が削減できます



- 光熱費が、年間92,400円（月々7,700円）削減できます（売電収入含む）。
※ 毎月電気代1万円程度の戸建住宅に4kWを設置した場合
- 設置費用は約7年で回収できます（令和5年度の補助実績から算出）。
※ 区、東京都の補助を併用した場合



メリット
2

CO₂削減に貢献します



メリット
3

停電時に電気が使えます

- 停電時にテレビやスマートフォンなどで情報収集・安否確認ができます。
- 蓄電システムと組み合わせれば、より防災力が高まります。

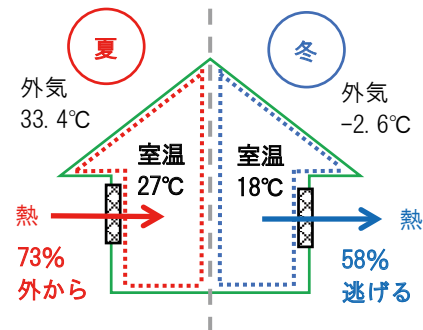


改修窓（窓の断熱改修）

住宅の熱の大半は、右図のとおり窓を通して出入りします。

メリット

- 断熱効果、遮熱効果、防音効果が高まります。
- 外気温が伝わりにくくなるので、冷暖房費を削減できます。
- ヒートショック防止になります。
- 結露対策になります。



エネファーム／エコキュート

メリット

- 高効率のため、光熱費を削減できます。
 - CO₂削減で環境にやさしく、温暖化防止に貢献できます。
 - 災害時に役立ちます。
- エネファームでは、ガスが供給されていれば電気とお湯を供給することができます。
エコキュートでは、貯湯タンク内の水を生活用水として使えます。

6 よくある質問

一部を紹介します。

Q 1 購入実績お知らせサービス（太陽光発電設備の必要書類）の代わりとなる書類はありますか？

A 1 発電設備の買取起算日が記載してある書類が必要となります。詳しくは契約している電力会社にお問い合わせください。

Q 2 二世帯住宅のそれぞれの世帯部分に設備を設置しましたが、補助金の交付対象となりますか？

A 2 補助要件（4～7ページを参照）のほかに、以下の条件を全て満たしていれば、それぞれの世帯が補助金の交付対象となります。

- ・世帯が別であること
- ・設置した設備の利用が、それぞれの世帯が使用する範囲の中だけであること（建築物内で設備を共用している場合は対象外となります。）
- ・補助対象経費の支払いは、それぞれ世帯に属する申請者が行っていること（どちらかの世帯がまとめて支払った場合は、支払った方の世帯のみが対象となります。）
- ・太陽光発電設備の場合は以上の条件に加えて、それぞれの世帯が個別に電力会社と電力受給契約に基づく系統連系を開始していること

Q 3 異なる種類の補助対象設備（例：エコキュートとV2Hなど）を設置しました。それぞれの設置日が異なりますが、一括して申請できますか？

A 3 設置等された設備の申請基準日が令和6年2月1日～令和7年1月31日の期間内にあれば、一括して申請できます。申請基準日が令和7年2月1日以降となる設備がある場合は、その設備は令和6年度補助の対象外です。

Q 4 改修窓の申請に必要な平面図がないと、申請できませんか？

A 4 平面図が無い場合は、申請者の方が作図したものを提出してください。その場合は、改修を行った窓が設置されている部屋の内部をパノラマ写真のように1周分写した写真を追加で添付してください。複数枚に分割されていても構いません。窓やドア等の位置について、作図内容との整合性を確認する際に使用します。

Q 5 改修窓の申請で必要な登録型番とは何ですか？調べる方法はありますか？

A 5 国の断熱改修補助事業で補助対象としての性能その他の要件を満たした製品として、メーカーが登録した製品の型番のことです。補助対象製品としての登録はメーカーが行っていますので、設置等した製品の登録型番は施工店、メーカーにご確認ください。また、登録製品は公表されていますので、7ページの補助要件の「2」をご確認ください。

最新の登録製品だけでなく、過去にこの制度で補助対象となっていた製品も区の補助対象製品として扱います。

Q 6 増設した設備は、補助対象ですか？

A 6 補助対象となるのは、新規に設置等した設備のみです。既存設備の更新・増設は補助対象外です。

7 併用可能な国・東京都の補助

国の主な補助制度

- 補助対象設備：蓄電システム、エネファーム、エコキュート、V2H、改修窓（窓の断熱改修）
- 申請者：区民、事業者、管理組合

蓄電システム

- 戸建住宅ZEH化等支援事業

問合せ先：一般社団法人 環境共創イニシアチブ（SII）
 電話 03-5565-4030（通話料がかかります）
 受付時間 平日 10:00～17:00



エネファーム エコキュート

- 給湯省エネ事業

問合せ先：住宅省エネ2024キャンペーン 補助事業合同お問い合わせ窓口
 電話 0570-055-224（IP電話等からは 03-6625-2874）※通話料がかかります
 受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日含む）



V2H

- V2H充放電設備・外部給電器補助金

問合せ先：一般社団法人 次世代自動車振興センター
 電話 0570-000-299（通話料がかかります）
 受付時間 9:15～12:00 13:00～17:00（土・日・祝日、年末年始を除く）



改修窓（窓の断熱改修）

- 先進的窓リノベ事業

問合せ先：住宅省エネ2024キャンペーン 補助事業合同お問い合わせ窓口
 電話 0570-055-224（IP電話等からは 03-6625-2874）※通話料がかかります
 受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日含む）



- 子育てエコホーム支援事業

問合せ先：住宅省エネ2024キャンペーン 補助事業合同お問い合わせ窓口
 電話 0570-055-224（IP電話等からは 03-6625-2874）※通話料がかかります
 受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日含む）



東京都の主な補助制度

- 補助対象設備：太陽光発電設備、蓄電システム、エネファーム、エコキュート、V2H、改修窓（窓の断熱改修）
- 申請者：区民、事業者、管理組合

太陽光発電設備

- 家庭における太陽光発電導入促進事業

問合せ先：クール・ネット東京（東京都地球温暖化防止活動推進センター）
 温暖化対策推進課創エネ支援チーム 太陽光担当
 電話 03-6659-3420
 受付時間 平日 9:00～17:00（祝祭日・年末年始を除く）



蓄電システム

■ 家庭における蓄電池導入促進事業

問合せ先：クール・ネット東京（東京都地球温暖化防止活動推進センター）
創エネ支援チーム 蓄電池ヘルプデスク
電話 03-6659-3409（通話料がかかります）
受付時間 平日 9:00～17:00（祝祭日・年末年始を除く）



エネファーム

■ デマンドレスポンスを活用した家庭用燃料電池普及促進事業

問合せ先：クール・ネット東京（東京都地球温暖化防止活動推進センター）
創エネ支援チーム ヘルプデスク
電話 03-5990-5086（通話料がかかります）
受付時間 平日 9:00～17:00（祝祭日・年末年始を除く）



エコキュート

■ 東京ゼロエミポイント（家庭のゼロエミッション行動推進事業）

問合せ先：クール・ネット東京（東京都地球温暖化防止活動推進センター）
電話 0570-005-083（IP 電話等からは 03-6634-1337）（通話料がかかります）
受付時間 平日 9:00～17:00（年末年始を除く）



■ 熱と電気の有効利用促進事業

問合せ先：クール・ネット東京（東京都地球温暖化防止活動推進センター）
創エネ支援チーム 熱と電気の有効利用ヘルプデスク
電話 03-6279-4615（通話料がかかります）
受付時間 平日 9:00～17:00（祝祭日・年末年始を除く）



V2H

■ 戸建住宅におけるV2H普及促進事業（V2H）

問合せ先：クール・ネット東京（東京都地球温暖化防止活動推進センター）
モビリティチーム
電話 050-3155-5646（通話料がかかります）
受付時間 平日 9:00～17:00



改修窓（窓の断熱改修）

■ 既存住宅における省エネ改修促進事業（高断熱窓・ドア）

問合せ先：クール・ネット東京（東京都地球温暖化防止活動推進センター）
創エネ支援チーム
電話 03-6659-3408（通話料がかかります）
受付時間 平日 9:00～17:00（12:00～13:00を除く）



【参考】

太陽光発電設備

■ みんなのうちに太陽光（太陽光発電設備と蓄電システムの共同購入事業）

問合せ先：東京都 みんなのうちに太陽光事務局
電話 0120-723-100
受付時間 10:00～18:00（土・日・祝日を除く）



8 令和6年度の主な変更点

- 【申請】
- 蓄電システムは太陽光発電設備またはエネファームのいずれかと同時設置かつ同時申請の場合に申請可能となりました。(2ページ参照)
- 【補助金額】
- 改修窓の補助率を変更しました。(2ページ参照)
- 【補助要件】
- 補助対象設備の要件を見直しました(既存設備の更新・増設は補助対象外)。(1、6ページ参照)
 - 蓄電システムの要件を見直しました(機器費要件の撤廃)。
- 【申請書類】
- マンション等の共用部分に補助対象設備を設置した場合の申請書類を見直しました(管理規約は、必要ページのみに簡略化)。(9ページ参照)

9 補助金額算出方法の例

例1 太陽光発電設備(公称最大出力数が5.450kWの場合)

領収書(内訳)	補助対象経費	交付申請額
機器費 1,348,000円 工事費 380,000円 値引き ▲0円 消費税 172,800円	機器費 1,348,000円 工事費 380,000円 東京都、国の ▲1,200,000円 補助予定額	1 $5.450\text{kW} \times 50,000\text{円} = 272,500\text{円}$ $\Rightarrow 272,000\text{円}$ (1,000円未満切捨て) 2 <u>528,000円</u> 3 太陽光発電設備の補助上限額 <u>200,000円</u>
合計 1,900,800円	合計 528,000円	交付申請額 <u>200,000円</u> (上記1~3のうち一番低い額)

例2 エコキュート

領収書(内訳)	補助対象経費	交付申請額
機器費 498,000円 値引き ▲0円 工事費 120,000円 消費税 61,800円	機器費 498,000円 工事費 120,000円 東京都、国の ▲80,000円 補助予定額	1 $538,000\text{円} \times 1/2 = 269,000\text{円}$ 2 エコキュートの補助上限額 <u>25,000円</u>
合計 679,800円	合計 538,000円	交付申請額 <u>25,000円</u> (上記1または2のうち低い額)

例3 改修窓(補助対象経費が6万円を超える場合)

領収書(内訳)	補助対象経費	交付申請額
機器費 279,000円 値引き ▲20,000円 工事費 66,000円 消費税 32,500円	機器費 259,000円 工事費 66,000円 東京都、国の ▲125,000円 補助予定額	1 補助対象経費が6万円超の場合 (1) $(200,000\text{円} - 60,000\text{円}) \times 1/3 = 46,666\text{円}$ (2) $60,000\text{円} \times 2/3 = 40,000\text{円}$ (1) $46,666\text{円} + (2) 40,000\text{円} = 86,666\text{円}$ $\Rightarrow 86,000\text{円}$ (1,000円未満切捨て) 2 改修窓の補助上限額 <u>120,000円</u>
合計 357,500円	合計 200,000円	交付申請額 <u>86,000円</u> (上記1または2のうち低い額)

お問合せ・申請書提出先

〒176-8501 練馬区豊玉北六丁目12番1号 練馬区役所本庁舎18階

練馬区 環境部 環境課 地球温暖化対策係 補助金担当

電話 03-5984-4706 受付時間 平日(月~金曜)の8時30分から17時15分まで(祝休日、年末年始を除く)

練馬区HP 練馬区カーボンニュートラル化設備設置等補助制度について

https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/shigoto/kankyo/hojo/subsidy_system_top.html

